

船舶事故調査報告書

平成23年1月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月9日 22時32分ごろ
発生場所	兵庫県明石市明石港沖 明石港西外港沖防波堤東灯台から真方位242°1,100m付近 （概位 北緯34°38.1′ 東経134°58.4′）
事故調査の経過	平成22年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 ^{みなと} 港丸、19.98トン 250-7551大阪、個人所有 11.90m (Lr) × 4.19m × 1.76m、鋼 ディーゼル機関、294.20kW、昭和55年7月 B 台船 リース106号、約1,000トン 有限会社関西リース商会 46.5m × 15.0m × 2.5m、鋼 C 漁船 ^{あかし} 明石丸、4.96トン、個人所有 HG3-25351（漁船登録番号） 11.87m (Lr) × 2.81m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和53年7月16日
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年5月2日 免許証交付日 平成22年4月28日 （平成27年5月1日まで有効） C 船長 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年4月1日 免許証交付日 平成19年8月29日 （平成24年11月23日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B なし C 左舷船首部に亀裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、長さ約65mのえい航索により、建設廃材等を積載したB船をえい航して全長約120mの引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、明石港沖を陸岸に沿って速力約4.5ノツ

	<p>ト (kn) (対地速力、以下同じ。) で東進した。</p> <p>船長Aは、椅子に座って手動操舵により東進中、A船引船列の約30m前方を右方に横切った2隻の漁船が、A船引船列の右舷側を通過して行く状況を確認したのち、前方を見たとき、左舷前方200m付近にA船引船列に向けて接近するC船の作業灯を視認した。</p> <p>船長Aは、C船が更に接近したので、探照灯を照射して注意喚起しようと思い、操舵室右舷後部の電源スイッチパネルに手を伸ばしてスイッチを入れたところ、スイッチを間違えたために探照灯が点灯しなかったため、慌てて機関の回転数を下げてクラッチを中立としたが、平成22年8月9日22時32分ごろ、A船の左舷船首部とC船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、22時25分ごろ明石港を出港し、船長Cが、機関を全速力前進にかけて約7～8knの速力で、カンタマ南灯浮標を船首目標として自動操舵により西南西進した。</p> <p>船長Cは、操舵室から出て同室の右舷後方で操舵を行い、明石港の西側港界付近で左転して淡路島西方沖の漁場に向け、約6knに減速して南西進しながら小型機船底びき網漁の準備を始めることにした。</p> <p>船長Cは、作業灯を点灯していたことから、操舵室後方の操舵位置からは前方が良く見えなかったため、操業準備を始める前に船首部に移動して周囲を一見したが、他船の灯火を認めなかった。</p> <p>船長Cは、再び操舵室の後方に移動して船尾方を向き、長さ約16mの網口開口用の桁を上げる作業を始めて間もなく、A船引船列と衝突した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮流 西流約1kn</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>両船とも、油の流出はなかった。</p> <p>A船は、マスト灯2個、両舷灯、船尾灯及び引き船灯を表示していたほか、緑色回転灯を点灯していた。また、B船は、法定灯火である両舷灯及び船尾灯を表示せず、船首両舷のビットに黄色点滅灯を各1個及び船尾両舷のビットに取り付けた高さ約80cmの竹竿の先端に白色点滅灯各1個をそれぞれ点灯していた。</p> <p>A船引船列は、汽笛の吹鳴や探照灯による照射などは行わなかった。</p> <p>C船は、緑色全周灯、白色全周灯及び両色灯を表示し、やぐら頂部に黄色回転灯、前部甲板上に100Wの作業灯1個及び船尾甲板上に100Wの作業灯6個を点灯していた。</p> <p>C船は、レーダーを備えていなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>A船引船列は、明石港西方沖を東進中、船長Aが、A船引船列の右舷側を航行中の漁船の動静に意識を集中し、左舷前方の適切な見張りを行わなかったことから、左舷前方から接近するC船に気付くのが遅れ、A船とC船とが衝突したものと考えられる。</p>

		<p>船長Aは、左舷前方約200mにC船の作業灯を初めて視認し、探照灯を照射して注意喚起しようとして操舵室後部の電源スイッチパネルのスイッチを入れた際、スイッチを間違えたことから、探照灯が点灯しなかったものと考えられる。</p> <p>C船は、明石港西方沖を南西進中、船長Cが、適切な見張りを行わなかったことから、A船引船列の灯火に気付かずに航行し、C船とA船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Cは、船首部に移動して周囲の状況を確認したとき、C船が作業灯を点灯して明るくしていたことから、A船引船列の灯火に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、夜間、明石港西方沖において、A船引船列が東進中、C船が南西進中、A船引船列が、左舷前方の適切な見張りを行わず、C船が、適切な見張りを行わなかったため、A船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>